平成２４年（フ）第６４２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目４番27号
はーとらいふ南武庫之荘204号
債務者　田中芙美子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５５号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目12番15号白壁コーポA201号
債務者　山口　　透
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６５８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘12丁目13番26―405号
債務者　出口修一郎
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７７号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目46番７号
債務者　平山　昭雄
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７８号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目46番７号
債務者　平山　正子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９３号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目２番地の13アメニティー塚口103号、前住所兵庫県尼崎市浜田町１丁目34番地302
債務者　船田　貴司
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４４号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9958番地　市営第二山下住宅８号
債務者　武富美智江（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４９１号
沖縄県那覇市字小禄820番地８　赤嶺アパート201
債務者　川満　　恵（旧姓大濵）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９０号
盛岡市桜台１丁目６番６号
債務者　四戸よう子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３１０号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第31地割213番地、住民票上の住所岩手県岩手郡岩手町大字五日市第９地割84番地40
債務者　久慈真奈美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３１５号
盛岡市手代森14地割２番地75
債務者　大塲　隆子
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５９５号
千葉県柏市大山台２丁目３番地１　ヴィラモラージュ406号
債務者　春山真理奈
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９６号
千葉県柏市豊四季台１丁目１番５―108号
債務者　池邉　昭秀
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９７号
千葉県柏市豊四季台１丁目１番５―108号
債務者　池邉富士子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６１２号
千葉県松戸市稔台７丁目31番地の１　ハイピアー稔台1003号
債務者　伊藤チカ子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５３号
千葉県柏市今谷上町37番地29　コーポアサヒ105号
債務者　園部　朋司
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６６２号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺２丁目16番20号　トキワハイツ203
債務者　原田　和美（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部